

亘理町 三十三間堂官衙遺跡

現地説明会資料



郡庁院の北半（北東から）

平成16年11月27日（土） 1時30分～

亘理町教育委員会

調査要項

調査原因：重要遺跡範囲確認調査

調査主体：亶理町教育委員会

調査協力：宮城県教育委員会

調査期間：平成16年10月4日～11月27日

調査面積：約900m²

調査員：鈴木朋子（亶理町教育委員会社会教育課）

天野順陽（宮城県多賀城跡調査研究所）

佐藤則之・佐藤憲幸・三好秀樹・千葉直樹（宮城県文化財保護課）

調査経過

【確認調査】

第1次調査：昭和61年11月4日～12月22日（南地区）

第2次調査：昭和62年4月8日～6月16日（南地区の区画の範囲確認）

第3次調査：昭和62年10月19日～12月15日（南地区東端部、北地区）

第4次調査：昭和63年4月18日～7月25日（北地区の遺跡範囲確認）

【第一次5ヵ年計画】

1年次目：平成14年11月11日～11月15日（南地区土壇状の高まり部分）

平成14年11月25日～12月13日（北地区郡庁院南門付近）

2年次目：平成15年9月16日～11月5日（北地区郡庁院中央部）

3年次目：平成16年10月4日～11月27日（北地区郡庁院北・北東・北西部）



写真1 遺跡遠景（南西から）

1. はじめに

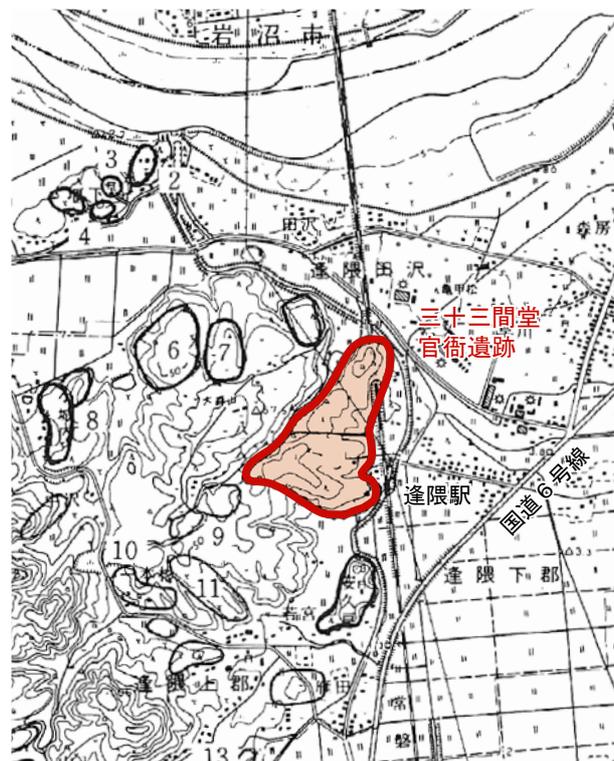
三十三間堂官衙遺跡は亶理町逢隈下郡字椿山に所在します。遺跡はJR常磐線逢隈駅の西方、標高約20～40mの丘陵東斜面に位置し、遺跡の面積は東西約500m、南北約750mで約25haにも及びます。遺跡のある丘陵は西側が急な崖になっていますが、東側は緩やかな斜面で、東側から入り込む沢によって大きく北地区と南地区に分かれています。

遺跡は古くから丘陵平坦部に礎石（註1）が整然と並ぶことから注目を集めていましたが、昭和61～63年（1986～1988年）に宮城県教育委員会が行った調査の結果、平安時代前半（9～10世紀前半）の陸奥国亶理郡衙（註2）であることがわかりました。沢を挟んで北側に実務官衙域、南側に倉庫域を配置し、北側の実務官衙域には中心施設である郡庁院と3ヵ所以上の官衙ブロックが存在すること、南側の倉庫域では溝で一边約150mの方形に区画した内部に礎石式倉庫や掘立柱建物跡を計画的に配置していることなどが判明しました。また、遺跡の保存状態も全国的に見ても良好であることもわかりました。

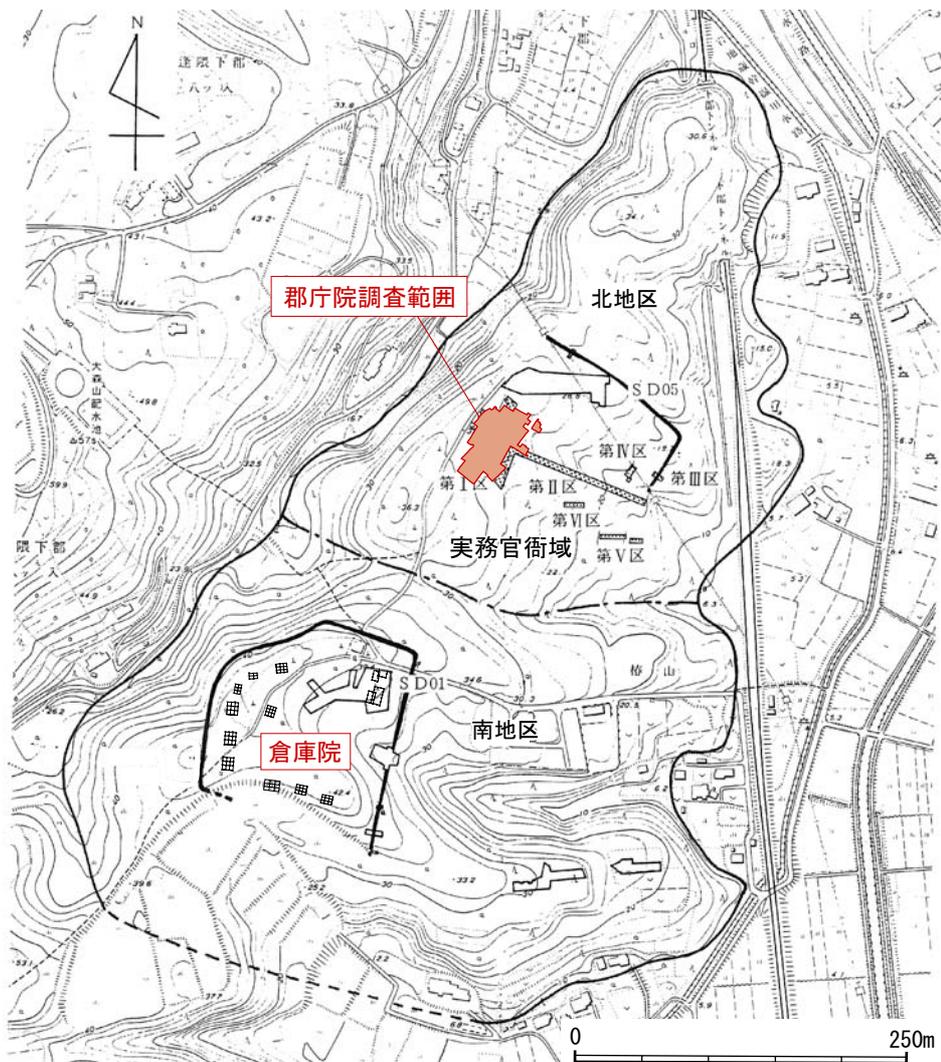
このような調査結果から、平成4年（1992年）に遺跡の約半分に当たる12haが国指定史跡になり、遺跡名も三十三間堂遺跡から三十三間堂官衙遺跡になりました。以後、亶理町は順次、指定区域の公有化を行い、平成10年度に完了しています。そして、平成14年度からは遺跡の環境整備を行うため計画的に発掘調査を行っています。

今年度は、実務官衙域の中心部である郡庁院の内容を明らかにすることを目的とした調査の3年目にあたります。調査面積は約900㎡で、院北半を中心に調査範囲を広げました（第3図参照）。なお、郡庁院についてはこれまでの調査で以下のことが判明しています。

- ①郡庁院は東西約50m、南北約60mの長方形で、堀によって区画されている。
- ②中心的な建物である正殿跡（建物1）は、中央北寄りに位置し、東西（桁行）5間×南北（梁行）3間の東西に長い建物で、2度建て替えられている。
- ③区画施設の南辺中央には南門（八脚門 註3）があり、この門跡も2度建て替えられている。
- ④正殿跡と南門跡の間で柱穴の規模が小さい建物群を検出している。正殿と南門の中心を結ぶライン（南北中軸線）を挟みほぼ対称に位置するものや建物の北妻と北側柱列を揃え「コ」字型に配置されたものがあるが、性格については不明である。



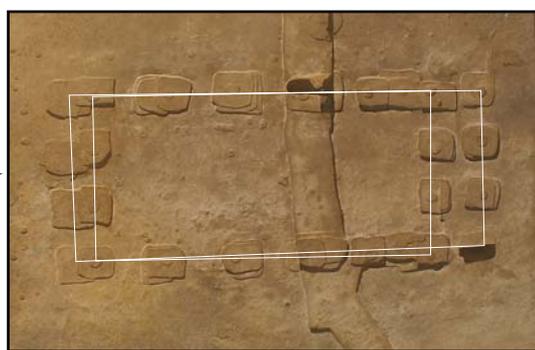
第1図 三十三間堂官衙遺跡の位置



第2図 三十三間堂官衙遺跡全体図



写真2 平成14・15年度調査区全景



正殿跡



南門跡



第3図 遺構配置図

2. 発掘調査の成果

今回の調査では、正殿西側の建物跡（建物2）の規模が判明すると共に、院の北辺に取り付く建物跡（建物3）や北東・北西隅の建物跡（建物4・5）、溝跡、土壇、土採り穴、整地層などを新たに発見しました。また、北・東辺で区画施設を再確認し、一本柱塀跡と材木塀跡をみつけました。

出土遺物には土師器、須恵器、赤焼土器など土器類の小破片と、鉄製品、鉄滓、石器が少量あります。殆どの遺物が遺構を確認したときや表土から出土したものです。

以下、主要な遺構について説明します。

（1）掘立柱建物跡

【建物2】

正殿跡から約7.5m西に位置します。2度建て替えられており、いずれも南北（桁行）3間×東西（梁行）2間の南北に長い建物です。古い方から建物2A→B→Cとします。建物の規模は、南北9.0m、東西5.7mで、南北の柱と柱の間隔は3.0m、東西の柱と柱の間隔は2.7～3.0mです。建物2A・Bの柱穴（柱を据える穴）は一辺1.0～1.3mの方形で、深さは1.0m程あります。建物2Cでは柱穴の平面規模が一辺0.6～1.0mに縮小されています。



写真3 建物2（南東から）

この建物の北妻は正殿の南側柱列と揃っており、計画的に配置されたと考えられます。また、柱穴の規模が大きく、建物の変遷も正殿・南門と共通しています。これらのことを勘案すると、建物2は主要な建物であったと思われます。

【建物3】

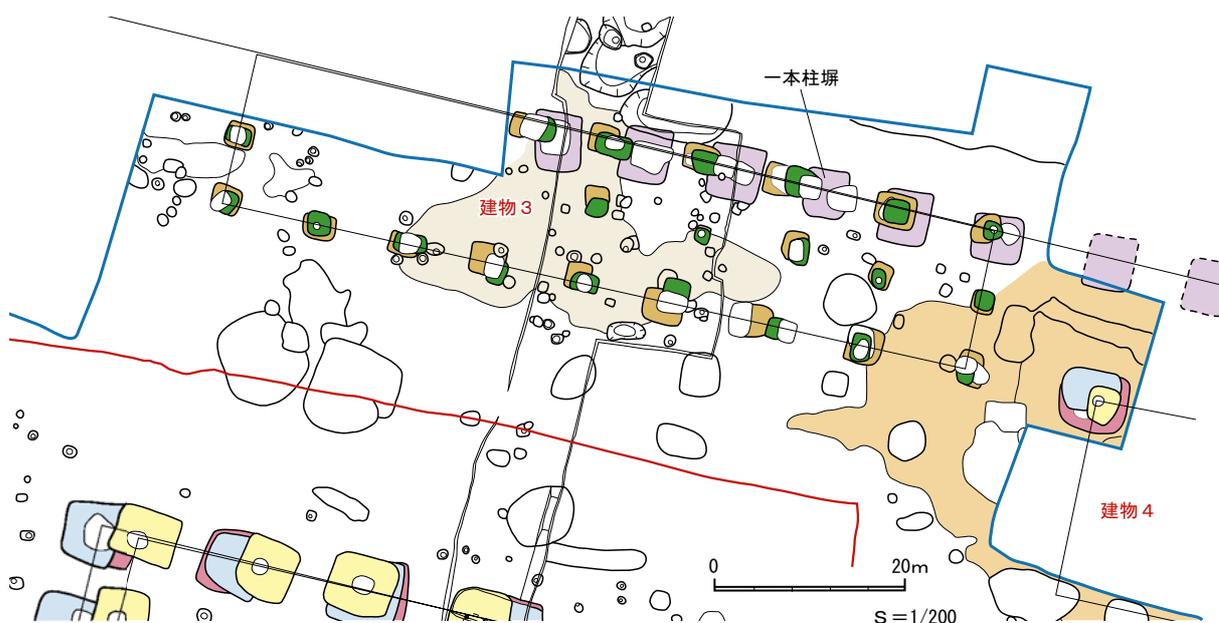
建物3は正殿跡の約9m北に位置します。1度建て替えられており、いずれも東西（桁行）8間×南北（梁行）2間の東西に細長い建物で、東半分には床束（床板を受ける大引を支える柱）がみられます。一本柱塀跡と北側柱列が重複しており、これよりも新しく、1時期目（建物3A）が火災に遭っていると思われます。建物の規模は、東西20.0m、南北3.8mで、東西の柱と柱の間隔は2.4～3.0m、南北の柱と柱の間隔は1.9mです。柱穴は一辺0.7～1.1mの方形で、2時期目（建物3B）の平面規模がやや縮小されています。深さは0.5～0.8mです。床束の柱穴は、一辺0.5m前後の方形で、深さは0.3m程です。



写真4 建物3（東から）

建物3は区画の北辺に北側柱列を合わせて配置されており、西妻は正殿跡の西妻と揃っています。また、柱穴の規模が大きく、建物3が建てられる以前に一本柱塀跡があった時期を含めるとこの部分でも3時期の変遷となります。最初からは存在しなかったものの、正殿・南門などと同様に、主要な建物であったと思われます。

なお、床束が建物の東半でみつまっていることからこの部分は板敷で、西半は土間のままであったと考えられます。



第4図 建物3平面図

【建物4・5】

建物4・5は院内の北東・北西隅で、南北中軸線を挟んでほぼ対となる位置で発見されました。いずれも2度の建て替え（建物4A→B→C、建物5A→B→C）が認められます。また、建物4Bは火災に遭っていると思われます。

建物の規模については判明していませんが、建物4は確認した部分から東西約5.4m、南北約5.4mのほぼ正方形に近い建物と推定されます。建物5についても展開する方向とその平面スペースから同程度の大きさが予想されます。双方A・B期の柱穴は平面規模が一辺1.2～1.6mの方形で、C期になると一辺0.8m前後に縮小されています。

建物の配置が計画的で、柱穴の規模が大きく、変遷も正殿・南門と共通していることから、建物5・6は主要な建物であったと思われます。

(2) 区画施設・門跡

郡庁院の北東隅と北・東辺で区画施設を確認しました。区画施設には一本柱塀跡と材木塀跡があり、いずれも周辺を整地した後に構築されています。今回の調査では両者の前後関係を確認できませんでしたが、共存したとは考え難く、材木塀の方が新しいと考えています。

【一本柱塀跡】

一本柱塀跡は、柱を等間隔に並べて、その間を土壁か板を渡して塀にしたもので、屋根を伴うものもあります。

北辺から東辺にかけては2度の造り替え（一本柱塀A→B→C）が認められますが、建物3と重複する部分では2時期目以降（B・C）は造られていません。また、B期の北東隅は火災に遭っていると思われます。柱と柱の間隔は2.4mでほぼ一定しており、A・B期の柱穴は一辺1.0～1.3mの方形で、深さが1.0m程あります。C期には柱穴の平面規模が一辺0.6～0.8mに縮小されています。なお、これまでの調査で西辺は1度改築され、南辺は改築されていないことが判明しています。

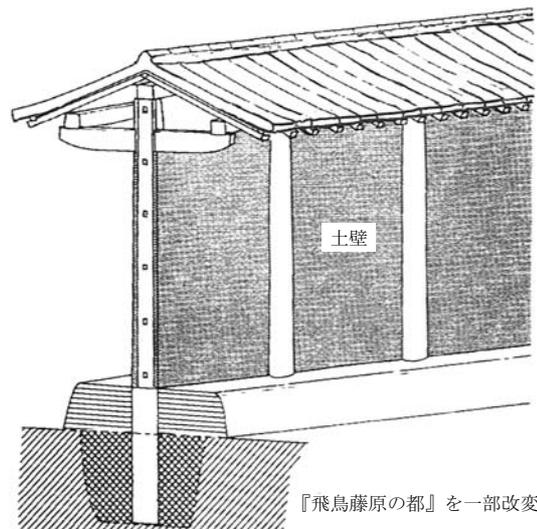
【材木塀跡】

材木塀跡は、材木を密着させるように立て並べた構造の塀です。

昭和63年の調査で、一本柱塀跡に沿って東辺中央を南北に延びることが確認されています。南・北・西辺ではみつかっていない塀で、東辺のみを遮蔽・区画した施設と考えています。今回、この塀が東辺のやや北寄り（北東隅から約24mの地点）で途切れていることがわかりました。その後の伸びははっきりしませんが、延長線上の北東隅ではみつかっていません。



写真5 北東隅一本柱塀跡（西から）



第5図 一本柱塀想像図



写真6 東辺区画施設（東から）



写真7 北東隅一本柱塀跡断面



写真8 東辺区画施設断面

3. まとめ

今回の調査では、正殿西側の建物跡（建物2）の規模が判明すると共に、院の北辺に取り付く建物跡（建物3）や北東・北西隅の建物跡（建物4・5）など主要な建物が新たに発見され、郡庁院全体の構成がより鮮明になってきました。また、北・東辺の区画施設を再確認することで、院の規模や区画施設の変遷が明確になりました。

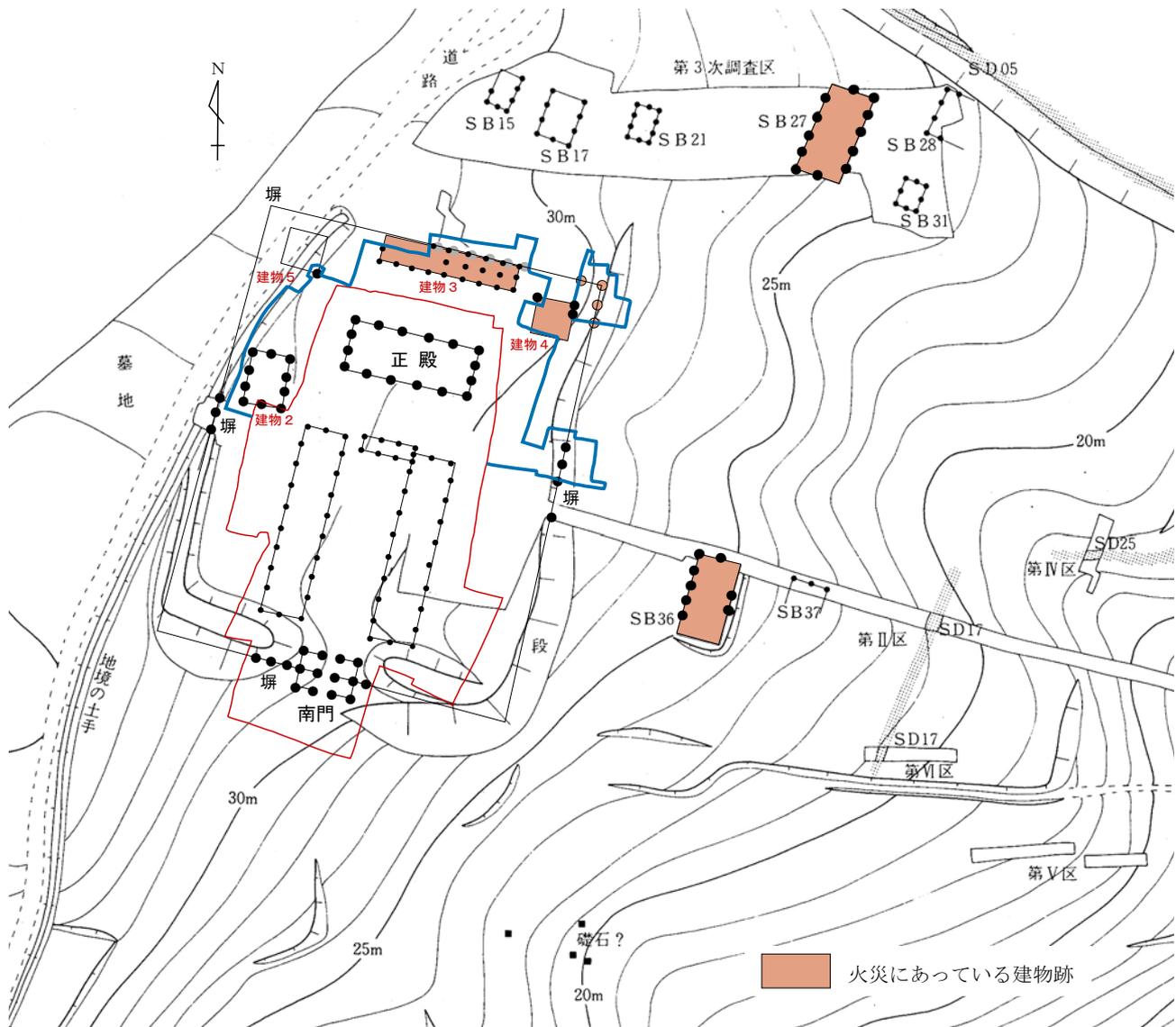
郡庁院内では、初めて火災に遭っている建物跡（建物3B・建物4B・一本柱堀B）がみつかりました。昭和62・63年の調査で、院の北側官衙ブロックの建物跡1棟、東側官衙ブロックの建物跡1棟が9世紀後半頃に火災に遭っていることがわかっています。これらの建物は郡庁院の北東部とその周辺に位置しており、全て同一の火災であった可能性が強いと思われます。郡庁院と官衙ブロックを含めた実務官衙域全体の変遷を考える貴重な手懸りを得ました。

一方、北東・北西隅の建物4・5の構造・規模、材木堀の延び、南門以外の門の有無、南西隅の内容が不明確であるなどの課題も見えてきました。これらについては来年度以降の調査で明らかにしていきたいと考えています。さらに、郡庁院を構成する遺構からの出土遺物が殆どなく、院の年代（9世紀前半頃以降から10世紀前半の平安時代前半頃と考えられている）について具体的に決定できていません。亶理郡は奈良時代にはすでに成立していたと思われ、今後も出土遺物に注意し、特に機能開始年代について検討していく必要があると思われます。

（註1）建物の柱の沈下、腐敗を防ぐため柱の下に置く石。

（註2）三十三間堂官衙遺跡は陸奥国南部の亶理郡を治めていた役所で、郡家（ぐうけ）または郡衙（ぐんが）と呼ばれています。郡衙の重要な仕事の一つは税を徴収することだったため、郡衙には税として納められた米などを保管する倉庫群が特徴的に見られます。三十三間堂官衙遺跡も南地区は倉庫域になっています。

（註3）八脚門の柱は12本あります。中央の4本は棟を支える「本柱」で、真中の2本の柱に扉が付き通路になります。前後の各4本の柱は、棟からのびた屋根に付く「控柱」です。このように前後に各4本、計8本の控柱をもつ門を八脚門といいます。



第6図 北地区実務官衙域模式図



写真9 郡庁院北部 (北東から)